

新潟市立明生園運営基準（運営規程）

（事業の目的等）

- 第1条 新潟市が設置する新潟市立明生園（以下「事業所」という。）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業としての業務、並びに市町村地域生活支援事業としての日中一時支援事業の業務を行う。
- 2 事業所においては、明生園条例第2条で定められる利用者（以下「利用者」という）に対し、通所の方法により、作業、運動、文化的活動、日常生活支援等の施設サービス（以下「サービス」という。）を提供し、障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 運営にあたっては、利用者の意思、及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、地域との連携を重視し、医療サービス及び福祉サービスを提供する関係機関との密接な連携に努める。
- 2 前項のほか、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号。以下「基準条例」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- （1）名称 新潟市立明生園
- （2）所在地 新潟市中央区水道町1丁目5932-621

（主たる対象者障がいの種類）

- 第4条 事業の主たる対象者とする障がいの種類は、知的障がい者（児）とする。

（従事者の職種、員数及び職務の内容）

- 第5条 事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
- （1）園長1名
従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- （2）副園長1名
園長に事故あるときは、職務を代行する。
- （3）事務員1名
庶務及び会計事務に従事する。
- （4）サービス管理責任者2名
個別支援計画の作成に関する業務を行うほか、利用者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
- （5）医師4名（嘱託）
- （6）看護職員1名以上
利用者の健康管理・看護等に従事する。
- （7）生活支援員15名以上
利用者の作業、運動、文化的活動、日常生活支援等、援助業務に従事する。
- （8）栄養士1名
献立作成、栄養量計算及び給食記録等の給食業務に従事する。

（営業日及び営業時間）

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- （1）営業日
月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から1月3日まで及び園内メンテナンス日（年2回 3月・8月）を除く。

(2) 営業時間

午前9時から午後4時までとする。

(利用定員)

第7条 利用定員は、70名とする。ただし、明生園条例第2条に定める日中一時支援の利用者は4名とする。

(利用者台帳)

第8条 事業所は、利用者と契約をした後、利用者台帳を作成するものとする。

(指定生活介護の内容)

第9条 サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 個別支援計画

利用者の意向、状況を考慮して個別支援計画を作成し、利用者の同意を得ると共に、それに基づいて無差別、平等に処遇支援し、各種サービスを提供することにより、利用者の保護、更生を促進し、豊かな生活を図るとともに生き甲斐を感じられるよう心がけなければならない。

なお、日中一時支援については、日中において監護する者がいないため一時的に見守り等が必要な利用者の支援を行うため、個別支援計画は作成しないものとする。

(2) 身体援助

日常生活動作全般、排泄、食事、衣服着脱の支援。

(3) 日中活動援助

作業、運動、散策歩行、文化活動、社会参加活動、行事

(4) 食事の提供

(5) 通園バスによる送迎サービス

(6) 相談及び助言

(7) 関係機関との連絡・調整

(支給決定障害者から受領する費用の額等)

第10条 指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額（基準条例第2条第12号に規定する利用者負担額をいう）の支払いを受けるものとする。

2 前項の支払いを受けるほか、指定生活介護において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に要する費用 1食につき560円（うち食材料費230円）

ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費のみ徴収する。

(2) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 実費

3 前2項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付する。

4 第2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

(支払い方法)

第11条 利用者は、前条に定める費用を納入通知書兼領収書により、翌月の25日までに納入しなければならない。

2 前項の納入期限が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、それらの翌日をもって納期限とする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 事業の実施地域は新潟市内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者及び、その家族等が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症にかかり、他の利用者に感染する恐れがある場合は速やかに事業所に報告しなければならない。

2 利用者は、他の利用者に危害等を加えたりしてはならない。

3 利用者は、その他、利用に際して、当事業運営上重大な支障を招く恐れのあるときは、利用を制限されることがある。

(緊急時等における対応方法)

第14条 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

（非常災害対策）

第15条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的にその従業者及び利用者に周知する。

2 非常災害に関する具体的計画を立てておくと共に、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

3 対策の詳細については、運営計画（災害・事故対策）に従うものとする。

（苦情解決）

第16条 提供したサービスに関する利用者等からの苦情については、「新潟市の障害福祉機関における苦情等の解決に関する要綱」に従い対応する。

2 苦情解決については、事業所内で最大限努力すると共に、苦情者の意向に従い、必要に応じて、他の相談機関も紹介する。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査、又はあっせんにできる限り協力する。

（虐待防止のための措置）

第17条 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、次の措置を講ずる。

（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（5）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密、および個人情報について、守秘義務を守る。

2 従業者は、従業者でなくなった後においても、前項の守秘義務を守るものとする。

3 利用者の保健衛生及び施設の環境衛生の向上に努め、施設の定期清掃、消毒等清潔保全に努める。

4 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備するとともに、必要な期間保存することにより、当該利用者の福祉向上に役立てるものとする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成２８年４月１６日から施行する。

附 則

この基準は、平成２８年５月９日から施行する。

附 則

この基準は、平成２８年１１月１８日から施行する。

附 則

この基準は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成３０年４月１３日から施行する。

附 則

この基準は、平成３０年７月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成３０年８月１４日から施行する。

附 則

この基準は、平成３０年１１月１９日から施行する。

附 則

この基準は、平成３０年１２月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成３１年３月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和５年７月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和５年８月１日から施行する。